

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第15号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は新たに条例第41条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(第1号様式)により、その通勤の実情を速やかに所属長を通じて、任命権者に届け出なければならない。同条同項の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは自動車等の駐車のための施設(第8条の5に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)</u>を変更し、<u>駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金</u>に変更があった場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定及び決定)</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は新たに条例第41条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(第1号様式)により、その通勤の実情を速やかに所属長を通じて、任命権者に届け出なければならない。同条同項の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定及び決定)</p>

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出のあったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第8条の5に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第41条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 条例第41条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第41条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に次条第2項に定

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出のあったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第41条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 条例第41条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第41条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 条例第41条第2項第1号に定める額

める額を加算した額)以上である職員

(前号に掲げる職員を除く。) 条例

第41条第2項第1号に定める額

- (3) 条例第41条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額 (駐車場等利用職員にあつては、その額に次条第2項に定める額を加算した額) 未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 条例第41条第2項第2号に定める額

(使用する自転車等が原動機付のものである職員に係る通勤手当)

第8条の4 条例第41条第2項第2号エの規則で定める額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)から(12)まで (略)

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上 65キロメートル未満である職員 38,700円

(14) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

(15) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

(16) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

(17) 使用距離が片道80キロメートル

- (3) 条例第41条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 条例第41条第2項第2号に定める額

(使用する自転車等が原動機付のものである職員に係る通勤手当)

第8条の4 条例第41条第2項第2号エの規則で定める額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)から(12)まで (略)

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

以上 85 キロメートル未満である職員  
員 52, 700 円

(18) 使用距離が片道 85 キロメートル  
以上 90 キロメートル未満である職員  
員 56, 200 円

(19) 使用距離が片道 90 キロメートル  
以上 95 キロメートル未満である職員  
員 59, 600 円

(20) 使用距離が片道 95 キロメートル  
以上 100 キロメートル未満である  
職員 63, 000 円

(21) 使用距離が片道 100 キロメー  
トル以上である職員 66, 400 円

2 条例第 41 条第 2 項第 2 号エの使用  
する自転車等が原動機付のものである  
職員（交通機関との併用者を含む。）の  
うち、通勤に当たり自ら駐車場等の料金  
を負担している職員（居住に付帯する場  
合を除く。）にあつては、次の各号の区  
分に応じ、当該各号に定める額を前項の  
額に加算する。ただし、駐車場等の料金  
の月額が 5, 000 円を超える場合は、  
5, 000 円を限度として加算する。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次  
のアからウまでに掲げる場合の区分  
に応じ、それぞれアからウまでに定め  
る額  
ア 月を単位として駐車場等の料金が  
定められている場合 当該料金の  
額

2 条例第 41 条第 2 項第 2 号エの使用  
する自転車等が原動機付のものである  
職員（交通機関との併用者を含む。）の  
うち、通勤に当たり自ら駐車料金を負担  
している職員（居住に付帯する場合を除  
く。）にあつては、駐車料月額の 2 分の  
1 の額（当該額に 10 円未満の端数があ  
るときは、当該端数を四捨五入するもの  
とする。）を前項の額に加算する。た  
だし、駐車料月額の 2 分の 1 の額が 4, 0  
00 円を超える場合は、4, 000 円を  
限度として加算する。

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合任命権者が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

（駐車場等の要件）

第8条の5 前条第2項の駐車場等の料金を支給できる駐車場等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務官署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第33条に規定する扶養

親族に料金を支払うこととなる施設  
又はこれに準ずるものとして別に定  
める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場  
合であって、自動車等の駐車のための施  
設の状況、職員の事情等により、駐車場  
等に係る通勤手当を支給しないことが  
著しく不相当であると任命権者が認め  
るときは、同項の規定にかかわらず、任  
命権者が別に定める要件とする。

(返納の事由及び額等)

第10条の2 条例第41条第4項の規  
則で定める事由は、通勤手当（1箇月の  
支給単位期間に係るものを除く。）を支  
給される職員について生じた次の各号  
のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場  
等を変更し、駐車場等の利用を開始し  
若しくは終了し又は通勤のため負担  
する運賃等の額若しくは駐車場等の  
料金に変更があったことにより、通勤  
手当の額が改定される場合

(3)及び(4) (略)

2及び3 (略)

(返納の事由及び額等)

第10条の2 条例第41条第4項の規  
則で定める事由は、通勤手当（1箇月の  
支給単位期間に係るものを除く。）を支  
給される職員について生じた次の各号  
のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更  
し、又は通勤のため負担する運賃等の  
額に変更があったことにより、通勤手  
当の額が改定される場合

(3)及び(4) (略)

2及び3 (略)

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(総務部人事課)